

2. 犀川のぞみ保育園 重要事項説明書

(2025年4月)

1. 施設運営主体

名 称：社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団
所在地：〒871-0162 大分県中津市永添2744
電 話：0979(23)1783
代表者：富 永 健 司

2. 利用施設

施設の種類：保 育 所
施設の名称：犀川のぞみ保育園
施設所在地：〒824-0231 福岡県京都郡みやこ町犀川本庄745番地の9
連 絡 先：(電話) 0930-42-1212 (FAX) 0930-42-3258
(E-mail) sgnozomi@gmail.com
管 理 者：園長 池 上 信 也
対 象 児 童：児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする就学前児童
利 用 定 員：満3歳以上の児童 11人
満1歳以上満3才未満の児童 6人
満1才未満の児童 3人
認可年月日：1975年11月1日
事業所番号：4062551000066

3. 事業の目的・運営方針

本園は、以下の理念・方針のもと、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とします。

保育理念：正しい生活習慣の訓練と豊かな情緒の陶冶を通して心身の円満な発達を援助し、キリストの教えを基本として保育と教育を進める。このために犀川の豊かな自然環境を生かし、地域性を取り込んだ犀川ならではの保育活動を創造し、差別を拒否する鋭い感性を養い、健康でしなやかな体力づくりに努力する。

保育方針：世界中すべての中に神様の愛が満ちていることを、キリスト教保育の中で伝えてゆく。神は優しい子どもを愛し喜んでくださる事を繰り返し伝える。

4. 施設・設備の概要

敷地総面積：667.09㎡
屋外遊戯場：230.76㎡
園舎延床面積：568.23㎡
園 舎 構 造：鉄筋コンクリート造2階建
主 な 設 備：乳児室 1室、匍匐・遊戯室 1室、保育室 5室、調理室 1室、調乳室 1室、
沐浴室 1室、医務・休養室 1室、事務室 1室、便所 2室

5. 職員体制

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	フルタイム4名 パートタイム2名
調理員	2名（うち栄養士1名）

6. 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

（1）通常保育 （2）延長保育 （3）休日保育

7. 保育を提供する日

通常保育・延長保育については、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く日
休日保育については、年末年始を除く日曜、祝日（事前の予約が必要）

8. 保育を提供する時間

- （1）保育標準時間認定：7時30分から18時30分の範囲内で保育を必要とする時間
- （2）保育短時間認定：8時30分から16時30分の範囲内で保育を必要とする時間（事前登録により30分単位で範囲のシフト可能）
- （3）延長保育：やむを得ず上記時間帯を超えて保育を必要とする場合、7時から19時の範囲内で保育を必要とする時間。（料金別途）
- （4）休日保育：7時30分から18時30分の範囲内で保育を必要とする時間。ただし休日保育においては8時間を限度とし、8時間を超える場合休日延長保育料を別途請求。

9. 利用料金

- （1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をご負担頂きます。
市町村によっては無償化されている場合があります。
- （2）保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等
保育料以外に次のような費用負担があります。詳細は個別にご案内します。
主食代（3歳以上児）、副食代（3歳以上児）、用品代、保護者会費その他
副食代が無償化されている市町村では代理収納手続きが必要になる場合があります。
- （3）延長保育料
認定時間枠を一つ超える毎に100円。また18時30分以降は軽食代100円を加算。
休日保育で8時間を超える場合は300円（園外児は600円）

10. 利用の終了に関する事項

本園は、次の場合には保育の提供を終了するものとします。

- （1）園児が小学校に就学したとき
- （2）保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- （3）保護者が利用の終了を申し出たとき
- （4）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

小学校に就学した園児については、保育所児童保育要録の写しを小学校へ送付します。

11. 嘱託医

本園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名称：こが医院

医 院 長 名：古賀 裕之

所 在 地：〒824-0231 福岡県京都郡みやこ町犀川本庄568-1

電 話 番 号：0930(42)0061

(2) 歯科

医療機関名称：仲西歯科医院

医 院 長 名：仲西 宏介

所 在 地：〒824-0005 福岡県行橋市中央3丁目4-7

電 話 番 号：0930(28)9284

12. 緊急時等における対応

本園職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとします。

保育の提供による事故が発生した場合は、委託元市町村、園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。

園児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

13. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

本園職員は、園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとします。

14. 苦情相談窓口

本園は苦情・要望に係る窓口を以下のように設置しています。

苦情解決責任者：園長 池上信也

苦情受付担当者：主任保育士 上田かおる （随時受け付けます）

第 三 者 委 員：主任児童委員 加来道保 090(6777)4607

主任児童委員 西川千栄 0930(42)1257

運営適正化委員会：092(915)3511 福岡県社会福祉協議会

15. 非常災害時の対策

本園の園長（防火管理者）は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回避難及びその他必要な訓練を行うものとします。

また非常災害時の対応は別に定める消防計画書によって対応します。

※以上の重要事項説明にあたっては、別紙同意書をご提出頂きます。